

社会福祉援助技術実習			単位数	履修方法(授業形態)	配当学年
			4単位	実習	4年
科目コード	CP5907	担当教員	阿部 一彦/高橋 誠一/田中 治和/三浦 剛/山川 敏久/ 君島 昌志/中里 仁/佐々木 裕彦/西尾 卓樹/川口 正義/ 小山 剛/竹之内 章代/関屋 光泰/佐藤 博彦ほか多数		

※平成21年度以降入学者に対して開設されている科目です。平成20年度以前に入学した方、福祉心理学の方は、履修することはできません。

※今後の実習受け入れ状況などにより、ここに記載の内容・日程を変更する場合があります。『実習の手引き』や『With』でご案内します。

■実習の内容

社会福祉士の実践現場を理解し、総合的に対応できる能力を習得します。利用者及び関係者との円滑な人間関係形成・利用者理解とその需要の把握・利用者理解と支援計画の作成・利用者及び関係者との援助関係の形成・利用者及び関係者への権利擁護・利用者及び関係者への支援（エンパワメント）・利用者及び関係者への支援評価・多職種連携の意義と方法・チームアプローチの実際・実習機関での社会福祉士の役割について、経営サービス、管理運営の実際等の学習を行います。

■科目の内容

指定施設において、**24日間以上かつ180時間以上**の相談援助実習を行うものです。

社会福祉士の実践現場を理解し、総合的に対応できる能力を習得することを目的とします。また、利用者および関係者との円滑な人間関係形成・利用者理解とその需要の把握・利用者理解と支援計画の作成・利用者および関係者との援助関係の形成・利用者および関係者への権利擁護・利用者および関係者への支援（エンパワメント）・利用者および関係者への支援評価・多職種連携の意義と方法・チームアプローチの実際・実習機関での社会福祉士の役割について、経営サービス、管理運営の実際等を学びます。

■到達目標

- 1) 社会福祉士、社会福祉専門職として求められる価値・倫理観および基本的態度を実習を通して示すことができる。
- 2) 実習機関、施設における相談援助実習を通して、相談援助に関する知識と技術を体験的に理解し、実習指導者の指導のもと、実践することができる。
- 3) 社会福祉士、社会福祉専門職として求められる自己の課題を実習体験を通じて分析し、今後の課題を明確に述べるができる。

到達目標の具体的内容は以下の通りである

- ①利用者および実習指導者などの関係者との円滑な人間関係の形成ができる。
- ②利用者やその家族などとの援助関係の形成ができる。

- ③利用者のニーズの把握（アセスメント）及び支援計画の作成ができる。
- ④生活場面面接、生活支援などの直接的技術の実践ができる。
- ⑤実習記録を用いての実践の評価ができる。
- ⑥権利擁護、チームアプローチ、事業の運営管理、地域社会への働きかけなどの技術を体験したり、実践できる。
- ⑦社会福祉士、社会福祉専門職としての職業倫理、責任と役割について述べることができる。

■教科書

「社会福祉援助技術実習指導A・B」に同じ

■アドバイス

実習計画案作成にあたっては、健康管理を含め無理のない日程になるように十分配慮してください。そして主体的に取り組んでください。また、教科書は必ず熟読してください。

■実習日数・時期・対象施設

★実習日数

24日間以上かつ180時間以上（1日8時間程度（休憩時間は含まない））。

※ 実習の分割：4分割まで可能（同一年度、同一実習先にて、1回5日間以上で。大学および実習先の許可が必要）。学習効果の観点から鑑みると2回までの分割を推奨。

★実習時期

6月第4週～10月第2週（9月末卒業希望者※：6月第4週～8月第2週）

※ 10月生および4月生で4年以上（3年次編入学生は2年以上）在学し、他の卒業要件を満たした方。実習後、9月上旬までに実習指導B－3スクーリング（会場：仙台）の受講が必要。

★実習対象施設

1) 『学習の手引き』3章に記載の法令で定められた施設で、かつ次に該当する実習指導者がいる施設。

「社会福祉士の資格取得後3年以上相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ厚生労働大臣が基準を定める実習指導者講習会を修了した者」

※ 公的機関における実習指導者については、当分の間、児童福祉司・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・福祉に関する事務所において社会福祉主事などとして8年以上相談業務に従事した者または「社会福祉士実習指導者講習会」を修了した者。

※ 対象施設・事業であっても法令要件等により実習が認められない場合もあり。

※ 平成23年4月以降入学者→東海・北陸・近畿地方以西の実習については要件に適合した実習先を各自で確保する必要あり。

2) 「登録実習先」(HP参照) から選択・希望していただくことが原則。ただし、「登録実習先」にない箇所でも可能（省令の基準を満たしており承諾が得られた場合）。

- 3) **勤務先での実習も可能**。ただし、省令の基準を満たす施設所属長の了解をとり、休暇扱いで、「社会福祉援助技術実習」にふさわしい内容が必要。
- 4) **病院・診療所など医療機関での実習**は、医療機関において勤務経験があり医療ソーシャルワーカーに関して十分理解のある方のみ。別途レポート提出が必要。

■実習申込から卒業までの流れ

① 9 / 1～9 / 15に実習申込 → ② 2月に「実習指導A」受講 → ③ 4～5月に「実習指導B-1」および「演習C-1」受講 → ④ 6月に「実習指導B-2」受講 → ⑤ 6月第4週～10月第2週の期間に実習（9月末卒業希望者は6月第4週～8月第2週） → ⑥ 8月～12月に「実習指導B-3」および「演習C-2」受講（9月末卒業希望者は8月下旬～9月上旬に受講） → ⑦卒業

■申込方法・受理条件

9 / 1～9 / 15の期間に申込書類（「社会福祉援助技術実習希望届」等）を提出。

申込受理判定日（10 / 31 or 11 / 30 or 12 / 20 or 1 / 31）までに、受理条件を達成。

※申込方法および受理条件の詳細は、『学習の手引き』または「演習A」スクーリングで配付の『社会福祉援助技術実習の手引き 第1分冊』を参照。

※受理条件は、変更になる場合があります。実習申込年以外に「演習A」を受講した場合、最新の条件を『With』などでの案内により必ず確認してください。

■単位認定

本学の担当教員が総合的に評価し合格点に達した場合に単位が認定されます。「社会福祉援助技術実習指導B」スクーリング結果通知とあわせて、原則として実習指導B-3スクーリング受講から1カ月程度で書面で通知します。

■実習費

実習費（110,000円〔H25年度以前入学者：80,000円、ただしH31年度以降110,000円〕）は実習受講年の4月中旬に請求いたします。期限（5月10日）までにコンビニエンスストアでお支払いください。一旦納入した実習費は、返金できませんのでご注意ください。

実習費には、実習保険加入費、実習委託費、実習巡回指導費（1回分、下記も参照）、帰校指導費、諸手続き費などが含まれています。実習先が委託費の受取を辞退した場合でも、その部分を実習生に返金することはできません。

■巡回指導・帰校指導について

実習中、本学実習担当教員による**1回の巡回指導**（実習先で受講）、**3回の帰校指導**（土 or 日曜日、90分程度、仙台・札幌・青森・盛岡・秋田・山形・福島・北関東・南関東・新潟の指定会場にて）を受講します。

●帰校指導日の開講要領

- 1) 帰校指導の実施時間は約90分。原則として、土 or 日曜日の10：30～12：00で行います（予定日

の午前に科目修了試験が実施される場合は13：30～15：00になります)。

- 2) 会場は個別に通知します。
- 3) 福島または郡山、宇都宮または水戸、新潟または長岡は同一週では一会場でのみ実施予定です。受講者数の分布でどちらで何回開講するかを決定します。
- 4) 帰校指導受講者が1名の会場は本学負担の巡回指導に変更する場合があります。
- 5) 帰校指導においては、守秘義務の範囲内で担当教員および他の受講生の前で各自の実習内容の報告を行っていただく予定です。
- 6) 実習期間中、2週めに巡回指導が入れば、1週め、3週め、4週めの土曜日（または日曜日）に帰校指導を受けていただきます（巡回指導が入らない週の週末に帰校指導）。
- 7) 帰校指導費は無料です。
- 8) 帰校指導日に受講できない場合は、その分は巡回指導となり、1回につき15,000円の巡回指導費が必要になります（実習期間終了後にまとめて請求します）。

■インフルエンザ、麻疹（はしか）などの感染症対策について

『社会福祉援助技術実習の手引き 第1分冊』（「社会福祉援助技術演習A」受講者に配付）参照。